

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第 2 号及び第 3 号又は貿易関係貿易外取引等に関する省令第 9 条第 1 項第 4 号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合第 2 号及び第 3 号に定める「明らかなきとき」を判断するためのガイドラインについて

キャッチオール規制については、外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令（平成 13 年政令第 439 号）及び関連する省令、告示が平成 13 年 12 月 28 日に公布され、平成 14 年 4 月 1 日から施行されることとなっております。本規制を我が国として着実に実施していくためには、輸出者において、懸念国等における核兵器等の開発等を助長する貨物の輸出又は技術の提供（以下「輸出等」という）が行われないよう、輸出等に関する審査を確実に実行することが求められます。

この観点から、経済産業省としては、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成 13 年経済産業省令第 249 号。以下「おそれ省令」という。）第 2 号及び第 3 号に定める「当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかなきとき」又は貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成 10 年通商産業省令第 8 号）第 9 条第 1 項第 4 号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成 13 年経済産業省告示第 759 号。以下「おそれ告示」という。）第 2 号及び第 3 号に定める「当該技術の用途並びに取引の条件及び態様から、当該技術が核兵器等の開発等及び輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表に掲げる行為以外のために利用されることが明らかなきとき」（以下「明らかなきとき」という。）を輸出者又は取引を行おうとする者（以下「輸出者等」という。）が判断するためのガイドラインを下記のとおり提示します。

本ガイドラインは、輸出者等に法律上の義務を課するものではありませんが、輸出者等が本ガイドラインに基づき、輸出等に関する審査を確実に実行することを推奨します。

記

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第 2 号及び第 3 号又は貿易関係貿易外取引等に関する省令第 9 条第 1 項第 4 号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるお

それがある場合第2号及び第3号に定める「明らかなとき」を判断するためのガイドライン

おそれ省令第2号及び第3号に定める「明らかなとき」又はおそれ告示第2号及び第3号に定める「明らかなとき」を輸出者等が判断するに当たり、以下に掲げる事項を確認すること。

また、以下の事項のうちのいずれかについて確認することができない場合には、商談を進める前に疑問点の解消に努めること。判断が困難な場合には、必要に応じ、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課に相談すること。

また、本ガイドラインに基づき、貨物又は技術（以下「貨物等」という。）の輸出等に関する審査を行う際には、輸出者等は以下の諸点について留意すること。

- ・「明らかなとき」の判断においては、通常の商慣習の範囲で、取引相手等から入手した文書その他の情報によって確認を行うこと。
- ・商取引の過程で企業に提供される情報のうち、自らにとって都合の悪い情報に対し目隠しをしないこと。

〔貨物等の用途・仕様〕

- 1．輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明があること。
- 2．需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由があること。

〔貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件〕

- 3．当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確であること。
- 4．当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している地域又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していないこと。
- 5．当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていないこと。

〔貨物等の関連設備・装置等の条件・態様〕

- 6．当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明があること。
- 7．異常に大量のスペアパーツ等の要求がないこと。
- 8．通常必要とされる関連装置の要求があること。

〔表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様〕

- 9．輸送時における表示、船積みについての特別の要請がないこと。
- 10．製品及び仕向地から見て、輸送ルートにおいて異常がないこと。
- 11．輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がないこと。

〔貨物等の支払対価等・保証等の条件〕

- 12．当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていないこと。
- 13．通常要求される程度の性能等の保証の要求があること。

〔据付等の辞退や秘密保持等の態様〕

- 14．据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請があること。
- 15．最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がないこと。

〔その他〕

- 16．その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審点がないこと。